

標 準 協 定

岐阜市コミュニティバス運行協定書

岐阜市コミュニティバス運行経費単価協定書

岐阜市コミュニティバス運行協定書

本協定は、
(以下「乙」という。)が岐阜市(以下「甲」という。)の要請により方県・網代地区デマンド型乗合タクシー運行(以下「運行」という。)を行うにあたり必要な事項を定めるものである。なお、本協定は、岐阜市コミュニティバス運行補助金交付要綱(平成18年6月28日決裁)第3条に規定する岐阜市コミュニティバス運行協定である。

(運行方法)

第1条 乙は、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第4条の許可を受けて運行するものとする。

(運行協定期間)

第2条 デマンド型乗合タクシー運行協定期間は次のとおりとする。
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(運行区域及びダイヤ)

第3条 運行区域及びダイヤは別紙のとおりとする。

(運行車両)

第4条 運行に使用する車両は、公募時に提案のあった車両とする。

(運賃)

第5条 運賃は、別表1により取り扱うものとする。

2 既納料金の還付については、以下により取り扱うものとする。

- (1) 回数券を購入した者の都合によりその回数券を使用しなくなった場合又は乙が特に必要と認めた場合には、還付するものとする。
- (2) 還付する額は、未使用の場合は発売額、使用中の場合は発売額から既に使用した分に対応する乗車料金の累計額を控除して得た額とする。

(変更)

第6条 前3条の取り決めについて変更しようとする場合は、甲及び乙が協議のうえ決定する。

2 前項による変更を行う場合は、乙が法に基づく手続きを行うこととし、かつ当該手続きに係る書類の写しを甲に提供することとする。

(利用実績報告)

第7条 乙は、運行日における利用者数及び運賃収入を記載した輸送実績日報(様式第1号)を翌日までに甲に電子メール又はファックスにより報告するものとする。

(運行事務)

第8条 円滑な運行のため、乙は別表2に定める事務を行うものとする。

(公募時の提案事項)

第9条 乙は、公募時の提案事項に基づき、運行管理体制、整備管理体制、緊急時の体制確保及び運行上の安全対策等を遵守し、万全の体制を整えて運行するものとする。

(緊急時の体制)

第10条 乙は、不測の事態が生じた場合は、直ちに緊急連絡網に沿い、運行管理者及び関係機関に連絡するとともに、運行管理者は甲に連絡を取り、甲の指示に従うものとする。また、車両故障又は運転手に欠員が生じた場合は、直ちに代替車両及び交代運転手の手配を行い、運行に万全を期すこと。

(協定解除)

第11条 甲及び乙は、相手方が本協定に違反したときは、本協定を解除することができる。

2 甲及び乙は、協定期間中であっても、この協定を締結した以降において、この協定に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、この協定を変更又は解除することができる。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項及び本協定の各条の解釈に疑義が生じた場合は、甲及び乙の双方が誠意をもって協議の上、定めるものとする。

上記について、甲と乙とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、公正な協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 岐阜市
代表者

乙 住所
商号
代表者氏名

別表 1（第 5 条関係）

【運賃】

大人	70 歳以上	小人（小学生）	未就学児童
300 円	240 円	150 円	大人 1 人につき 1 人無料

障がい者大人	障がい者小人
150 円	80 円

【回数券及び 1 日乗車券】

大人回数券 (100 円券・11 枚綴り)	小人回数券 (50 円券・11 枚綴り)	大人 1 日乗車券	小人 1 日乗車券
1,000 円	500 円	600 円	300 円

高齢者回数券 (300 円券・10 枚綴り)
2,400 円

70 歳以上を対象とする。

学割回数券 (300 円券・10 枚綴り)
1,800 円

小人料金が適用されるものを除く、中学・高校・大学・専修・各種学校の学生・生徒を対象にする。

障がい者大人回数券 (特 100 円券・11 枚綴り)	障がい者小人回数券 (特 50 円券・11 枚綴り)
500 円	250 円

※障がい者の運賃は、障害者手帳等の掲示により確認の上、適用する。

※障がい者が利用する際の介護者 1 人の運賃を半額とする。

【乗継割引】

コミュニティバス・デマンドタクシー間を乗り継ぐ場合、「乗り継ぎ券」を運転手からもらうことにより、第 2 乗車で 40 円割引される。（障がい者および小人は割引額を半額とする）

なお、連続して乗り継いだ場合は、1 回毎の割引となる。（第 2 乗車、第 4 乗車）

【注意事項】

- ・ 1 日乗車券、高齢者回数券、学割回数券はデマンド型乗合タクシーでのみ使用可能。
- ・ 上記以外の回数券類は、他地区コミュニティバスと共通。

別表 2（第 8 条関係）

運行に関する事項	各種工事、イベント、天候不良等に伴う一時的な運行内容の変更のために要する、業者との調整及び利用者・地域住民等への周知等	1 運行に影響する事柄について、乙が直接これに対処する。 2 前 1 の状況について、乙は適宜甲への報告を行う。
	停留所標識の維持管理	1 日常的に停留所標識の状態及び位置を確認し、異常がある場合は復旧を行う。 2 台風等の天候不良時においては、停留所標識の破損等に伴う被害の発生について、事前の防止策を実施する。 3 停留所標識の破損を発見した場合は、周囲の安全を確保し、直ちに甲へ報告する。 4 破損した停留所標識の補修は甲が行う。 5 前 4 に要する費用は甲が負担する。
	停留所台帳の管理	1 甲が作成した停留所台帳を管理する。
	停留所時刻表の維持管理	1 停留所時刻表が破損した時等の製作及び貼替えを行う。
	運行車両の車内、車外の広告物等の掲示に係る事務	1 運行車両車内・車外の広告物等の受付、作成、貼り付け、保管、返却等を行う。 2 有料広告物については、方県・網代地区住民と運行事業者が協議し、双方の合意のうえ取り扱う。
運行計画の変更等に関する事項	事業計画の申請又は届出に係る事務	1 一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画の変更、運賃設定等のための調査、現地確認、書類作成、提出等を行う。
	停留所の設置に係る事務	1 道路占用、道路使用等の許可申請のための調査、現地確認、書類作成等を行う。
	停留所台帳の更新	1 停留所台帳の更新を行う。
	停留所時刻表の製作等	1 停留所時刻表の製作及び貼替えを行う。

車両ラッピング等の制作・交換	1 車両変更時のラッピング等の製作及び交換を行う。 2 前1に要する費用は、乙のみの事情によらない場合、甲が負担する。
利用者等への周知	1 運行車両車内及び停留所標識における掲示等により、利用者及び地域住民への周知を行う。

※表に掲げる事務に要する費用の負担については、特段の定めがある場合を除き、乙が負担するものとする。

様式第 1 号

事業者名

担当者名

年度 月岐阜市デマンドタクシー輸送実績日報

地区

[illegible]

岐阜市コミュニティバス運行単価協定書

本協定は、
（以下「乙」という。）が岐阜市（以下「甲」という。）
の要請により方県・網代地区デマンド型乗合タクシー運行（以下「運行」という。）を行う
にあたり、運行経費について必要な事項を定めるものである。なお、本協定は、岐阜市コ
ミュニティバス運行補助金交付要綱（平成18年6月28日決裁）第3条に規定する岐阜
市コミュニティバス運行単価協定である。

- | | | | | |
|---|---------------|-----------------------------|---------|-------|
| 1 | 運 行 名 称 | 方県・網代地区デマンド型乗合タクシー運行 | | |
| 2 | 運 行 を 行 う 場 所 | 岐阜市長が指示する場所 | | |
| 3 | 期 間 | 令和8年4月 1日から
令和11年3月31日まで | | |
| 4 | 運 行 単 価 | 特定大型車 | 一便当たり ￥ | （税抜き） |
| | | 普通車 | 一便当たり ￥ | （税抜き） |

上記の協定について、岐阜市（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）は各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な協定を
締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 岐 阜 市
代表者

乙 住 所
商 号
代表者氏名

岐阜市コミュニティバス運行単価協定特記仕様書

本特記仕様書は、「方県・網代地区デマンド型乗合タクシー運行」を行うにあたり適用するものとする。

(運行単価)

第1条 運行計画の大幅な変更、または公募時の想定運行回数と実運行回数に差が生じ、運行に要する単価に著しい影響が生じる場合には、甲及び乙協議の上、運行単価を見直すことができる。

2 運行計画の大幅な変更による見直しは、以下の項目を対象として行う。

(1) 見直しにあたっては、運行経費のうち、人件費、運行管理費、燃料費のみを対象として補正し、運行単価を算出する。

(2) 人件費は、必要な乗務員の増減により補正するものとする。

第2条 甲及び乙は、相手方が本協定に違反したときは、本協定を解除することができる。

(その他)

第3条 本協定に定めない事項及び本協定の各条の解釈に疑義が生じた場合は、甲及び乙が誠意をもって協議の上、定めるものとする。